

第2回 下水道事業小委員会 会議録

日時：令和3年3月19日（金） 午前10時00分～正午

場所：橋本市民会館 2階 第3会議室

【委員会出席委員】 濱田學昭委員、山下敏和委員、贅川一郎委員、乾幸八委員、矢野佳世子委員

【委員会欠席委員】 中村豊夫委員、越山雅巳委員

【審議会内容】

1. 開会

- ・ 成立宣言：7人中、5人の出席により成立。
- ・ 会議の公開について：公開
- ・ 傍聴人：無し
- ・ 委員の交代について
寺本伸行委員に代わり、越山雅巳委員を委嘱

2. 委員長あいさつ

- ・ 会議録署名委員の選出
濱田委員長より 会議録署名委員 乾 幸八 委員
会議録署名委員 贅川 一郎 委員 の2名を指名。

3. 議事.

「適正な汚水処理の役割分担と下水道処理区域の縮小について（後編）」

1. これからの汚水処理方式の方針
2. まとめ

事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

(委員)

ありがとうございました。

説明が長くなっておりますが、本編の23ページに関わる場所の資料編の資料3-1を説明していただけますか。

(事務局)

一次評価は字別に大きく検討を行っているのに対し、2次評価は字界を無くし路線別に排水可能なエリアを含め、地域特性を踏まえた詳細な検討を行いました。例えば、年間収入の算定に用いる生活水量は、1次では1つの建物に市平均世帯人数を乗算し算定。2次は1つの建物の世帯数を確認し、それにその地区の平均世帯数により算定しています。また概算事業費は、1次では面積当りの管路網の割合

で面積区分を 3 種類設け、整備サンプルから算出された面積当りの単価を使用しています。それに対し 2 次は対象エリアに見合った施工方法別に施設当りの単価を使用しています。よって、1 次より 2 次のほうが精度の高い算定となっています。

次のページに一次評価の判定で B/C が 1 以上の事例として橋本ニュータウンと、1 未満の事例として隅田町中島を記載しています。その次のページに 2 次評価の判定で B/C が 1 以上の事例として橋本ニュータウンと、1 未満の事例として原田 D を記載しています。

(委員)

説明いただいているところの一次評価と二次評価で、一次評価というのはエリアが大きく取られており、2 次評価ではそれを絞り込んで詳細に検討しているということで、検討対象の規模が違うということですが、資料 1-2 の計画区域図は二次判定までを行った結果というふうに考えていいですか。橋本ニュータウンのところは黄色くなっていますが、これは一次評価を表したものではないですか。

(事務局)

橋本ニュータウンは二次評価で費用対効果があるとなりましたが、最終判断は今後住民の意向確認を行って総合的に判断するため資料 1 - 2 では保留区域の黄色で示しています。

(委員)

資料 3-1 の二次評価で色が変わっているところは、まだこの図面(資料 1 - 2)上は、同じ色(黄色)で示しているということでもいいですか。資料 3-1 の一次評価だと全体が赤色、二次評価では赤色に水色が加わっていますよね。これはどう考えたら良いですか。

(事務局)

一次評価では字単位としているため赤色のエリアになり、二次評価では字界を無くし接続可能などところを含め検討するため、水色で示しているところが字界を無くし接続可能なエリアとした箇所になります。

(委員)

一次評価は広いエリアでまずやると、その中で二次評価をやるところではなくて、ニュータウンという一次評価対象をまず決めて、二次評価の時にはしらさぎ台という一次評価とは違ったところも合わせて評価したということですか。

(事務局)

はい。一次評価は字単位で検討し、二次評価では路線計画を行い地域特性を含めた詳細な検討を行った結果対象エリアが異なっています

(委員)

資料 35 ページでの農業集落排水の公共下水道への統合効果ということで、冒頭説明いただいた時はすでに政策決定されて進めているとお話でしたが、言われているのがこの農業集落排水のところですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

この統合効果を試算している表 24 の試算期間 50 年間というのはどういう背景をもって 50 年間に設定していますか。

(事務局)

浄化センターの建替え費用等も分析に考慮するため、長期間での設定としました。

(委員)

単独浄化槽が 1,760 件あるということで、それを合併浄化槽への転換をどれくらいの目標設定をしていますか。令和 8 年とか 9 年ですか。

(事務局)

国から示されているのは汚水処理全般の概成としていますので、市の考え方は令和 8 年を目標としています。現実には難しいと思われれます。

(委員)

先ほどからいろいろ説明は伺いましたが、現状、隅田小学校、それから公民館等については下水道をやっていくということで、それ以外のところについては隅田の既成市街地を除く北部は開発地なのでほとんどでき上がっていると言えます。下水道が整備されていない既成市街地は合併浄化槽となり、そういうところには補助金を出すということですが、公共下水道は国道に敷設されています。

結局、隅田小学校とか公民館等については国道に近く、接続するのは簡単だということで考えられたと私は思うのですが。

隅田中学校については、JR を横断する必要があり工事が難しいので外しているというふうに私は受け取りました。今後、先に合併浄化槽の推奨は良いが、小学校の近辺や国道に面した家もありますので、そういった方から下水道への接続希望を聞くのか、希望を聞かずに合併浄化槽という区域で行くのか、その方向性はどう考えていますか。

(事務局)

事業計画区域外については、下水道経営の観点からまず費用対効果により採算が取れることであるかどうかで判断しますので、住民の意向確認は行いません。

(委員)

情勢から見たら確かにその予算の関係でしんどいのは分かります。しかし、図面を見ても既成市街地以外の山手の開発地や、これは紀見地区でも同じで新しい住宅地は(下水道)整備されている。旧の村なり、地域については今後やりませんとなったときは住民・市民から意見が出るのではないだろうか。行政として方向付けをすることはいいし、お金が無いので今後合併浄化槽に力を入れてやっても良いが、今までの経過からすると下水道整備を行っても接続しない人が沢山いますよね。まずは接続促進に力を入れてください。後退した意見になるかもしれませんが、少なくとも現時点で下水道工事が完了しているところについて、きっちり結論を出した上で言うのなら分かるが、接続が 100%になっていない時点で、今後これ以外の区域は下水道整備しませんって説明するのは難しいような気がします。あまりにも話が極端すぎる。周囲の新しい住宅地は下水道整備されているが、既成市街地の人には整備ができないので辛抱してくれというのは、住民は黙っていないのではないかと。細々と下水道整備を進めてほしい。縮小範囲が大きいと大変なことになると思う。行政はどう考えていますか。

(事務局)

合併浄化槽が設置されているところを下水道整備しても接続率が上がらず、経営的に苦しくなり、その結果料金改定などで使用者に負担を強いることになります。合併浄化槽も水質面で十分目的を果たしていますので、市民全体の負担増とならない合併浄化槽が適していると考えています。

(委員)

今も出ましたけど企業会計とするのは、本当に企業のようにB/C（費用対効果）で本当に1以上でないといけないのか。下水道の拡充というのがインフラの基本的なことになると思うのですが、それに対する余地はないのですか。河内長野市もこのまま公共下水道を進めていくことは難しいので、合併浄化槽を推進していくことを盛んに言われていると聞いたことがあります。全国的に見てもそういう方向性ですか。

(事務局)

そうです。公共下水道の整備には期間、費用が膨大にかかるが、浄化槽の性能が高くなったことを踏まえると水質保全という目的は達成されるようになりました。人口減少などの社会情勢の変化を踏まえると合併浄化槽を推奨することになります。

(委員)

近隣に下水道が整備されており、個人が負担して下水道に接続することは認めていますか。

(事務局)

区域外流入という手続きを踏んで、県の下承が得られれば接続可能です。

(委員)

市議会では議論されていないのですか。

(事務局)

料金改定を行う際、今後の方針として計画区域の縮小に向けて検討をするとの説明は行いました。

(委員)

説明をこれまでしてきましたが、あまりうまく伝わっていない。伝わっていない点を包括的に説明することが求められていると思います。

一つは、隅田地区は昔から橋本で大きな集落があって、人の関わりがあるのに下水道整備されないということ。そこが整備されないのにはそれなりの理由があって、地形が問題にある。水は高いところから低いところに流れる。ニュータウンという新しい開発があって、開発業者が下水道を整備し公共下水道に接続する。そうするとそのニュータウンから下流に行くにしたがいだんだん幹線が深くなっていく。その深い幹線に直接接続することは困難であるため、既成市街地を接続するとなると集約しての接続になり費用が嵩む。

また、公共下水道に接続できない地域があるのに、なぜ農業集落排水地域が接続されるのかという市民感情が出てくる。

そういう中で、企業経営という考え方をしていけないと破綻してしまうので、今までの考え方を整理して、どうしてもやらなきゃいけないことだからこのような議論になっていくと思うのですが。

そこを丁寧に説明するためには、私は都市計画マスタープラン作るために細かく地形を見ているのですが、非常に起伏が多い地形です。ニュータウンといっても、それぞれがコブみみたいな形であって、平面に繋がっているようなところじゃない。唯一平面的に繋がっているのは高野口のところで比較的広く繋がっています。残念ながらそこも外さないといけないような状況になってしまっているようです。下水道整備において、起伏の多い地域には何か特別な配慮があったらよかったですのではと思う。それが必ずしも十分ではなかったことが一つ大きいのではないかと思います。

それともう一つは土地の使い方が、土地があるからそれを使っていくのではなくて、ある程度密に人

が住んで使っていないと下水道はできないし、これは公共交通にも言えます。

バス交通もある程度密に住んでいないとネットワークができません。そういうネットワークを作るにあたって橋本はかなり現状が難しい状況の中で進行してきたというのが一つ大きい背景にあるかと思います。その点ははっきりと説明したほうがいいと思います。

地形の状況、市街地が作られた今の状況は非常にネットワークを整備するにあたっては難しいというところを。また、同時にコストがかかるから、採算という面でもかなり厳しくなり、切り離していかざるをえないような状況になってきていると思います。

ただし市民皆さんの感情もありますので、きちっと説明していかなければなりません。技術論だけでいけますっていう話でいくと、かなり厳しいことになりますので、時間がかかるかもしれませんが、さかのぼって丁寧に説明するしかないと思います。

(委員)

うちの近所だと、住宅地ばかりです。その住宅地を作るためには、下水が使用できるような状態に住宅業者がやっていますよね。長期総合計画初期の頃から参加していますが、自宅近くの光陽台は下水道に接続できて、私の自宅付近は接続することは難しいのではないかと聞いたことがありました。疑問に思う事もありましたが、自分のところが便利になることがいいと思い、合併浄化槽に切り替えています。

(委員)

あと気になるのは、今回の考え方の一つとして公共下水道、いわゆる集合処理と個別処理が汚水処理という性能面では差異がないから同等であるという扱い。ところが維持管理はできている家庭と、維持管理ができてない家庭があるということ。これをどうするかという手だてが中々はっきりしたものがない。ここをどう説明するかが中々厳しいところで、そうかといって維持管理に補助金を出しても向上するというわけではないし、手が打てない状態。

(委員)

今委員の方からもお話があったので、ちょっとお聞きさせていただきたいのですが。先ほど説明のところ、補助金と受検率の相関性はないと。補助金出しても受検率が高いという、そういう相関的なものは無いという、ざっくりとしたお話だったかと思います。現状、市では法定検査や受検者への指導文書の発送などをされていますが、今どういう状態でしょうか。未受検者に対する指導としてどのような活動をしていますか。

(事務局)

補助金の交付要件として浄化槽管理講習会の受講を条件としています。受講時に保守点検や清掃、法定検査の周知を図っています。また保守点検業者との契約や、法定検査の契約も交付要件化しており、今後は清掃業者との契約も要件化することを検討しています。県や検査機関との連携を図り法定検査の未受検者への指導文書の発送など検討を進めていますが、今のところ発送頻度を増やすことになるかと思います。

(委員)

健康診断だったらクーポン送られてきますよね。県から法定検査を受けてくださいという通知が行くというお話でしたが、例えばその通知にクーポンを付けて、これを使えば工事費用がクーポン分だけ安くなりますよという、具体的なインセンティブがあるようなもので考えられないですか。

(事務局)

そういう発想はありませんでした。

(委員)

『環境負荷に対する軽減効果は、公共下水道も、合併浄化槽も、そんなに違いはありません。公共下水道は市の財政的な面から見ても、できればB/Cをできるだけ高い方向でやっていきたい。その他は合併浄化槽という選択になり、これについては皆さん方個人で法定検査を受けていただくことになるので、本市ではこういう仕組みの中で、クーポンなどの助成制度で対応させていただきますので、ご協力をお願いします。』という説明であれば、公平負担の不公平感がある程度緩和できるのではないかなと思います。

先ほど言った受検率を上げて、実際の環境負荷への軽減を上げることが真の目的で、公共下水道がある・ないというのは、従来から公共下水道があったからそうなったんであって、ちょっと順序を元に戻して考えていただけるような、公平感を持った考え方で進めていただければと思います。

それでは今日は長時間、ありがとうございました。

4. 閉会

閉会時間 正午